

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年6月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900516号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000012号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成11年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成11年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年2月28日から平成11年3月1日まで

A社から同グループ内のB社に平成11年3月1日付けで転勤したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答、請求者から提出された退職金計算書及び請求者を記憶する複数の同僚の回答から判断すると、請求者は請求期間において、同社に継続して勤務(平成11年3月1日にA社からB社に異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社におけるオンライン記録で確認できる平成11年1月の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成11年2月28日から同年3月1日の期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、平成11年2月28日から同年3月1日の期間について、事業主が資格喪失年月日を同年3月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同

年2月28日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成11年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900709号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000013号

第1 結論

請求者のA社における平成15年6月26日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月

年金事務所から、請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与支給明細表及び賞与振込先金融機関から提出された普通預金元帳により、請求者は、平成15年6月26日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う上限となる標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年6月26日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900437号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年4月1日から昭和53年4月1日まで

大学入学から卒業までの4年間、アルバイトとしてA社のC営業所で勤務した。私がアルバイトを紹介した友人には同社の厚生年金保険の加入記録があるのに私にはない。友人と私は高校・大学の同級生で、同じヘルパー(営業車に同乗し、担当エリアの店舗へ商品の配送補助)の仕事をしていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学生の4年間、A社のC営業所で、アルバイトとして勤務していた旨陳述しており、請求者が同僚等として氏名を挙げた者を含む15名のうち、亡くなっていることが確認できる1名を除いた14名に照会を行ったところ、回答を得られた10名のうち7名が「請求者を知っている。」と回答していることから、期間は特定できないものの、請求者は、同社のC営業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、平成27年1月1日に合併により厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、合併後のB社は、請求者のA社に係る資料を保有していない上、同僚照会に対して回答を得られた10名のうち1名は、請求期間当時の社会保険事務は、本社人事課扱いであったとして担当だった者の氏名を挙げているものの、同者は既に亡くなっていることから、請求者の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の請求期間に係る事業所別被保険者名簿において、整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

なお、請求者が記憶する同僚2名のうち、1名は既に亡くなっていることから照会することができず、残る1名について、請求者は、自身が勤め始めた数か月後に当該同僚はアルバイトとして入社したとしているが、請求者から提出された当該同僚の厚生年金基金加入員証による

と、昭和52年6月1日に加入していることが確認できる。

また、複数の者が請求期間当時にアルバイトであったと記憶する2名（請求者及び上記同僚2名を除く。）のうち、1名はA社における厚生年金保険の加入記録は確認できず、他の1名は姓のみの記憶であることから個人を特定できず、照会することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。